

【根羽村】端末整備・更新計画

2026年1月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※算出方法・留意事項は以下のとおり
① 児童生徒数(人)	48	45	44	42	41	・当該年度の5月1日現在の児童生徒数(計画策定期において未確定の場合は推定値を記入すること)
② 予備機を含む 整備上限台数(台)	55	51	50	4	3	・(当該年度の①)×1.15-(基金事業により整備済の台数)
③ 整備台数(予備機除く)(台)			44			・GIGA第2期向けに整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある場合には、当該台数も算入する(基金事業による台数は④に記入する)。
④ ③のうち 基金事業によるもの			44			・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑤ 累積更新率	0%	0%	100%	105%	107%	・(当該年度までの③の合計)/(①)×100 ・基金設置期間中に、累積更新率は100%に達する(端末の整備・更新が完了する)想定である。
⑥ 予備機整備台数						・GIGA第2期向けに整備する予備機の台数を記入する。 ・当該年度に整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの						・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑧ 予備機整備率			0%			・⑥/③×100 ※上限は整備台数の15%
※①～⑧は未到来年度等にあっては推定値を記入する						
端末の整備・更新の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 耐用年数が経過した端末の更新を着実に進める。 最低スペック基準を基本とし、学習に使用するシステム、アプリが十分に機能するように更新を行う。 					
更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について	<ul style="list-style-type: none"> 対象台数:45台 使用済端末の有効活用を検討する。廃棄をする場合は、再資源化を含めて適切な方法による廃棄を行う。廃棄の際は、端末データの消去を確実に行う。 端末のデータの消去方法:自治体の職員が行う。ただし、廃棄をする場合は、処分事業者へ委託する。 ○スケジュール(予定) <ul style="list-style-type: none"> 令和8年8月 新規購入端末の使用開始 令和8年9月 必要に応じて処分事業者を選定 令和8年10月 使用済端末の事業者への引き渡し 					
「⑤累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由						